

第4章 計画の推進

1. 総合的な推進体制の整備

男女共同参画社会の形成にむけて、本計画における広範かつ多岐にわたる施策や事業を総合的に推進するため、庁内の推進体制を整備し、各分野が連携し、横断的に取り組みます。

また、施策を推進する庁内における男女共同参画に対する認識を高めるため、職員がジェンダー平等の視点を養い、性別にかかわらず誰もがその能力を発揮し、住民の多様なニーズに応える職場づくりを推進します。

(1) 男女共同参画推進委員会の設置

有識者や住民代表で構成される「斑鳩町男女共同参画推進委員会」において、施策の実施状況の監視等を行います。

(2) 男女共同参画推進本部の設置

副町長を本部長とする庁内推進組織である「斑鳩町男女共同参画推進本部」により、本計画を推進するための行政内部の総合調整をはかります。

(3) 計画の進行管理

男女共同参画に関する施策を着実に推進するためには、本町の実情をふまえた施策を立案するとともに、その進捗状況を把握し、評価していくことが重要です。本計画は、毎年度、評価・検証を行い、必要に応じて事業を見直します。また、計画期間における施策の成果や効果を把握するため、基本目標に指標を設定します。

◆指標◆

基本目標1 多様な生き方ができる社会の実現にむけた意識づくり
「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるほうがよい」と思う男性の割合の減少
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」と思う人の割合の減少
「性的マイノリティ*が生活しづらい社会だ」と思う人の割合の減少
基本目標2 誰もがあらゆる分野で活躍できる基盤づくり
「仕事」と「家庭生活」と「プライベートな時間」いずれも優先したいと思う人の割合を希望に近づける
審議会等の女性委員の割合 35%以上
町管理職の女性の割合 40%以上
基本目標3 誰もが安心してくらす社会づくり
「セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）*」という言葉も内容も知っている人の割合の増加
自身が受けたDV*被害を「相談するほどのことではない」と思う人の割合の減少

2. 地域との連携

住民一人ひとりが男女共同参画社会づくりを自分自身にかかわることとして、主体的に考えながららせるまちをめざして、本計画の内容や行政による取組みを広く周知するとともに、行政と住民、事業者、各種機関、住民活動団体などの連携を強化し、男女共同参画の地域での浸透をはかります。

3. 国・県等との連携

男女共同参画を推進するにあたっては、国際的な動向を捉えながら、国や県の動きと連動していく必要があります。

本計画の推進にあたり、国や県等との連携・協力を努めるとともに、連携体制を強化します。